

## 平成 27 年度 第 2 回福生市子ども・子育て審議会会議録

日時：平成 28 年 3 月 23 日（月）

午後 2 時から

場所：福生市役所第 2 棟 4 階議会会議室

## 1 開会

【事務局】みなさんこんにちは。本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、平成 27 年度第 2 回福生市子ども・子育て審議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元の次第に沿いまして進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。それでは始めに佐々会長より御挨拶を頂戴いたします。会長よろしく願いいたします。

## 2 会長あいさつ

【会長】皆様ご苦勞様です。福生市の子ども・子育て支援事業計画が策定されもうすぐ 1 年となります。丁寧に作られてあればあるほど、策定後どうなったのかという事を委員の皆様は気に掛けると思います。このことは住民の方にとっても重要なこととなりますので、委員の皆様も情報を聞きいただければと存じます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局】本日は、4 名の委員より欠席のご連絡をいただいております。また、2 名の委員におかれましては、遅れるとの御連絡をいただいております。

それでは事前に配布させていただいております資料と本日追加の資料の確認をさせていただきます。既にお送りしている資料は、資料 1、「平成 27 年度第 1 回子ども・子育て審議会会議録」、資料 2、「平成 28 年度子ども・子育て支援事業計画 事業目標」、当日配布資料として、資料 3、「平成 28 年度子ども・子育て審議会について（案）」を配布させていただきました。お手元にごございますでしょうか？資料をお持ちでない方はお申し出ください。

それではこれより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、佐々会長にお願いいたします。

## 3 議題

## (1) 平成 27 年度第 1 回子ども・子育て審議会会議録について

【会長】それでは本日の議題に入らせていただきます。まず、議題（1）の平成 27 年度第 1 回子ども・子育て審議会会議録について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】それでは、事前に配布をさせていただきました、資料（1）平成 27 年度第 1 回子ども・子育て審議会の議事録について、説明させていただきます。

こちらにつきましては、後日お名前を伏せまして、ホームページに掲載したいと考えております。なお、内容についてお気づきの点がございましたら事務局までお願いいたします。以上でございます。

【会長】ありがとうございました。何か御意見・御質問がございましたらお願いいたします。ないようですので、次の議題に移らせていただきます。続きまして、議題（2）平成 28 年度における子ども・子育て支援事業計画の事業目標について、議題にいたします。事務局より説明をお願いいたします。

## (2) 平成 28 年度における子ども・子育て支援事業計画の事業目標について

【事務局】それでは私からは、「平成 28 年度 福生市子ども・子育て支援事業計画事業目標について」、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料 2 「平成 28 年度福生市子ども・子育て支援事業計画をご覧

ください。はじめに概要についてです。

ここでは、平成26年8月に審議会の皆様に策定に向けての基本的な考え方について答申をいただき、策定いたしました福生市子ども・子育て支援事業計画の各事業について、平成28年度の事業目標を定め、審議会の皆様にご意見等うかがいたく協議するものです。

計画については施策の実施状況について審議会にて点検、評価し、結果を公表、これに基づき対策を実施するものとしています。

そして、この点検、評価をするに際し、事業ごとに担当課が目標を定めたところです。

こちらの表ですが、番号、事業名、事業内容、方向性と、右端の担当課は基本的には支援事業計画に記載したとおりです。右から2列目の平成28年度事業目標が各担当課で設定した目標となります。

再掲を含む事業数は183事業ございますので、すべてを説明するお時間もございませんので、また、事前に資料配布をさせていただいておりますので、ここでは代表的な事業、特徴的な事業についてご説明させていただきます。

1ページは基本目標1、家庭・地域における子育ての支援、基本施策1、地域における子育て支援サービスの充実です。

番号1は子ども家庭支援センター事業です。事業目標のところにありますように、子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭からの相談に応じ、支援を行う他、子育て中の親子のセンターの利用促進、児童虐待防止に向けた関係機関との連携に努めていきますが、このうち、親子の利用促進の取り組みとして、同じページの6番、地域子育て支援拠点事業の実施の取り組みがございます。

地域子育て拠点事業は「子育てひろば事業」とも言われ、乳幼児とその保護者、妊婦が交流をしたり、職員が相談に応じたり、子育てについて情報提供をする場で、保護者の孤立や不安の解消を図るもので、現在、児童館の乳幼児対象事業や、市内認可保育園2園での保育園児以外の地域の保護者、乳幼児向けの事業をひろば事業に位置付けておりますが、平成28年度からは子ども家庭支援センターのスペースを活用して、相談員を常駐させたひろば事業を開始する予定でございます。

次に2ページ下段、基本施策2、子育て支援のネットワークづくりですが、こちらは社会福祉協議会が事務局の保育団体連絡会の取り組みでございます。

3ページ基本施策3、子育て情報の発信ですが、市ホームページのPR、子ども家庭支援センターが発行します、「ふっさ子育てハンドブック」は掲載内容を改定し情報提供を行います。

基本施策4相談機能の充実、3番のふっさ子育てなんでも相談は、子ども家庭支援センターが行う出張相談で、月1回以上の実施を目標としています。

次に、4ページでございます。施策の方向2、子育て世帯への経済的支援、基本施策1、経済的負担の軽減、5番、児童扶養手当ですが、資料にはございませんが、国の動向を紹介いたしますと、こちらはひとり親家庭の父、または母などに支給する手当で第1子分は月額42,000円で、第2子に5,000円、第3子に3,000円加算がつくのですが、国は経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、平成28年度8月分の手当、こちらは12月に支給されますが、第2子、第3子がいた場合の加算額を5,000円から10,000円、第3子は3000円から6000円と倍額に引き上げる予定です。福生市におきましても国の制度改正に速やかに対応いたします。

7番の私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園に通園する園児の入園料や保育料の一部を国と市が助成する事業ですが、こちらも資料にございませんが、国の動向を紹介いたしますと、国は幼児教育の無償化に段階的に取り組んでおりまして、こちらの補助金も補助額の増額が図られております。平成28年度は年収360万円未満の、子どもが2人以上の多子世帯や、ひとり親世帯等について補助額の増額が図られる予定です。

5ページ13番、子育て支援カード発行事業は市と市内の協賛店、事業者が連携し、協賛店利用時

にカードを提示することで特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもの世帯の支援ならびに商業振興を図るもので、東京都内でもめずらしい事業です。

平成 27 年度から 3 年間有効のカードの更新を行いました。更新後のカードについて子育て世帯の 35 パーセントが保有することを目標としています。

5 ページ、6 ページはひとり親家庭の自立支援の推進の施策です。

7 ページ、施策の方向 4、特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実、基本施策 1、児童虐待防止の充実、3 番、健康課による乳児家庭全戸訪問は、前回の審議会では評価についてご指摘を受けたところですが、全戸訪問ということで、事業目標は 100 パーセントの訪問率としました。

基本施策 2、障害児施策の充実ですが、8 ページ 10 番、教育・保育施設での障害児の受け入れですが、これまでは市が、障害児を受け入れた幼稚園や社会福祉法人立の保育園に補助を行っていましたが、平成 27 年度からは株式会社立の保育園や認定こども園にも補助が行われるようになり、また国、都の補助の増額も図られてきております。

9 ページ 13 は児童館で実施する障害児対象の事業で、デイサービスの利用児童と児童館利用の児童との交流事業の実施を目標としています。

次に 10 ページ 24 番、臨床心理士の巡回事業は子ども応援館の 2 階にあります教育相談室の臨床心理士が保育園、幼稚園を巡回し、園の職員や、児童の保護者から相談を受ける事業ですが 28 年度からは、子ども家庭支援センターの職員も同行、合同で実施する予定です。

次に 11 ページ、基本施策 3、外国人家庭に対する対応は 1 番の子ども家庭支援センターが実施する 6ヶ国語に対応した通訳者の派遣、支援事業などです。

施策の方向 5、子どもの居場所づくり、基本施策 1、子どもの居場所づくりですが、12 ページ、4 番はプレイパーク冒険遊び場の創造です。プレイパークとは禁止事項をできるだけ少なくし、自分の責任で自由に遊ぶ遊び場です。例えば普通の公園でしたら、たき火が禁じられていますが、そのような禁止事項も極力なくし、火をたいたり、その火で何かを調理してもよい、また廃材などを使って自由にものを作ったりできる、そこには安全を見守るプレイリーダーがいる、そのような遊び場です。平成 25 年度から市民が参加する「プレイパークを考える会」が発足、行政と検討を進めてまいりましたが、平成 28 年度からは、考える会をプレイパークを創る会に改編し、市民主導で 1 日プレイパークを年 3 回程度実施し、子どもの創造性をのばせる居場所、遊び場づくりと、プレイパークについて市民に周知していきたいと考えています。

12 ページの 5 番の学童クラブ事業ですが、こちらは保護者が就労等で在宅していない世帯の児童を放課後等にお預かりする事業です。国は学童クラブについて、子どもの発達段階を踏まえながら健全育成を図る事業として役割を見直し、平成 27 年度から小学校 4 年生までを 6 年生までに対象を拡大したところです。これにより、福生市でも入所申し込みが増え、入所していただくことができない、入所保留児が特に 3 小地区さくらクラブなどで発生し、市民にご不便をおかけしておりました。

この 1 月に受け付けました、28 年度の入所申し込みも昨年度を上回る件数でございまして、さくらクラブなどで入所保留児が発生する見込みとなりました。そこで、さくらクラブについては委託を受けて事業を行っております福生市社会福祉協議会、さくら会館を管理している教育委員会と調整、さくら会館の倉庫、約 30 平米の部屋を 4 月より学童クラブの育成室に転用することとし、こちらで高学年を中心に 30 人の育成を図ることになりました。これにより、入所保留児は解消する見込みでございまして。

13 ページ、基本目標 2、母と子の健康を守り増進する、施策の方向 1、子どもや母親の健康の確保は、主に健康課で実施する妊娠、出産、育児に対する不安の解消の事業、続いて 14 ページは子どもや母親の健康づくりの事業、15 ページは食育の推進事業です。

16 ページからは施策の方向 2 として小児医療の充実、17 ページは思春期保健事業の推進の各施策です。

19 ページ、基本目標 3、子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり、施策の方向 1、基本施策 1 は幼児期の学校教育保育の推進です。1 は認可保育所による通常保育の実施で市内 16 施設での保育事業の実施です。先日から「保育園落ちた」というブログの書き込みが話題となり、待機児問題が国会でも取り上げられております。ここで福生市の待機児対策について、触れさせていただきます。福生市の保育園の待機児数は平成 27 年 4 月は 6 人、平成 28 年 4 月の保育園の入園申請は、12 月と 1 月に受付ましたが、27 年度を上回る見込みとなりました。また待機児はここ数年 1 歳児クラスに集中している傾向がございます。そこで、市内各保育園で、ランチルームや一時預かり室などのスペースを 1 歳児の保育スペースに転用するなどして、1 歳児の受け入れ人数の増を図りました。また、3 番の一時預かり事業、こちらはスポットで利用する預かりが中心ですが、この一時預かり事業のバージョンアップ型として、半年先まで、予約ができる「定期利用保育」という事業があるのですが、この定期利用保育を 1 年間利用ができるようにし、1 日 2,200 円かかった保育料を認可保育園と同じ額にして、利用をしやすくして、さらに実施園を 27 年度は市内 1 か所だったのを、市内 5 か所に拡大し、待機児の受け皿としました。これにより、4 月時点の福生市の待機児の解消はほぼ図られる見込みです。なお、利用は 1 年間としましたが、次の学年へ進級の時は、市は保育の継続が図られるよう優先的に保育園入園が図られるしくみとしました。

19 ページの 7 番は病後児保育ですが、利用状況から 27 年度まで保育園 2 園で実施していたのを、28 年度から 1 箇所へ統合します。

8 番は病児保育で 7 番の病後児保育と合わせて、28 年度から対象を小学 3 年生までから 6 年生までに拡大いたします。

20 ページ、21 ページは幼稚園での幼児教育や在園児対象の一時預かりの取り組みなどです。

21 ページの下段は、幼稚園、保育園、小学校の連携について、22 ページの下段からは次代を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ教育環境の整備の施策です。

23 ページ、英語教育推進委員会の設置は自国の文化理解を前提に、国際的な視野に立ち、グローバル化する社会においても積極的に人とコミュニケーションが図れる資質・能力を育成する英語教育を展開するものです。

続いて 24 ページ、基本施策 2、地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり、4 番のコミュニティ・スクールの設置は地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するために、保護者や地域のみなさんが一定の権限と責任をもって学校運営に参加するためのしくみであるコミュニティ・スクールを指定するもので、平成 28 年度は福生第四小学校を指定いたします。

基本施策 3、地域の教育力の向上は、児童館事業や、25 ページ、青少年育成地区委員長会が中心となる事業でございます。

25 ページ、基本施策 4、環境の浄化も青少年育成地区委員長会のパトロール活動です。

26 ページからは基本目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくりは、基本施策 1 はワークライフバランスの啓発活動など、基本施策 2 は男性の子育て参加の推進をする事業、次の 27 ページは産休、育休復帰を円滑に利用できる環境の整備です。先ほどの待機児対策のところでも御説明いたしましたが、近年、育児休業の取得が広がり、お子さんを 1 歳になったら保育園に預けるといったニーズが増えております。

基本目標 5、子どもにやさしいまちづくり、施策の方向 1、子どもの安全の確保は交通安全の確保するための活動の推進、次のページの 28 ページからは子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進です。29 ページは被害にあった子どもの保護の推進、施策の方向 2 は子育てを支援する生

活環境の整備として住宅施策でございます。最後のページの30ページは安全な道路交通環境の整備です。2番の防犯灯の整備について、事業目標の中段に「平成27年度については、要望のある防犯上または交通安全上危険な箇所の整備を行います。」とありますが、28年度も10カ所程度整備をするということで、28年度に訂正をお願いいたします。

以上長くなりましたが、平成28年度福生市子ども・子育て支援事業計画の事業目標の説明とさせていただきます。

【会長】ありがとうございました。説明をいただきましたが、御質問・御意見がございましたらお願いします。もしございましたら、何ページの何番の何とおっしゃっていただけるといいと思います。

【委員】担当課等とありますが、担当課が事業目標の達成のため進めることになると思いますが、予算も含めて行うという事なのか、それとも予算のないものでも実施していくものも含まれているのか聞いても良いでしょうか。

【事務局】基本的には予算を執行する課が担当課となります。例えば4ページ、各種手当となりますが、これは28年度の予算額を掲載しています。中には予算のかからない事業もあります。基本的には予算を執行する課が担当課となっています。

【会長】その他何かありますか？

【副会長】1ページの1子ども家庭支援センターに先駆型とありますが、先駆型の意味はどのような事でしょうか？続いて4番のファミリー・サポート・センター事業で、バランスの良い会員登録とありますが、これは現状と目指すものは違うと思うのですが、この辺をご説明していただくと分かり易いと思います。

【事務局】子ども家庭支援センターは一般型と先駆型とありまして、福生の場合、一般型からスタートしたのですが、養育家庭支援訪問事業などいくつかの事業を始めると先駆型になるとのことで、補助金についてもこれに伴って増えてきます。手元に資料がないのでお伝えできないこともありますが、子育て支援業務で、相談事業等をより多く行っている場合が先駆型となります。また、養育家庭支援訪問事業は、一般的に子育てに不安のある家庭にヘルパーを派遣しますが、単にヘルパーを派遣するだけでなく、その中で家庭の問題を見つけていくと言う事業で、このため市がヘルパー料金を負担しています。これとは別に、ファミリー・サポート・センター事業は、有償ボランティアが1時間700円の費用負担をして頂く事業で、これらのような事業を行うと先駆型となります。説明は以上となります。

【事務局】先駆型には児童虐待の早期発見という事で、養育家庭訪問事業が含まれています。ファミリー・サポート・センターのバランスの良い会員登録とは、事業の内容が様々なので、それに応えるための提供会員が必要なため、ニーズに応えるための提供会員の確保が課題となっており、ニーズに応えるための会員登録ということでございます。

【会長】良く分かりました。その他、御意見ございますか。

【副会長】今の話で、前から学校で見ていると、相談について、こちらから介入していく事が必要だと思っています。サポート会員を増やしていくという事について、大変心強く感じます。

【会長】多岐にわたりますので、何かございますか。

【委員】20ページの12番、障害児保育の充実とあり、8ページの10番にも教育・保育施設での障害児の受入れとあり、事業が似ているように思われ、8ページには市内幼稚園と書かれ、20ページには書かれていないが、その違いはどのようなものなのかと、私立幼稚園でも発達障害のお子さんの受入れも進んでいますし、実際に福生市でも財政的な援助もしている、このことはありがたく思っていて、幼稚園でも保育園でも受入れが進んでいて、充実されていると書かれていた方が良く思いました。それがまず1点、それともう1点が、同じく20ページの17番、幼稚園における一時預かり事業と、21ページの23番一時預かり事業の違いが分からないので、教えて頂ければなと思いました。以上2点

です。

【事務局】 1点目の8ページの教育・保育施設での障害児の受入れと20ページの12番、障害児保育の充実について、委員のおっしゃられるとおり、幼稚園でも障害児を受入れていただいている事業でございます。おそらく20ページの12番は前後に保育の施策が並んでいますが、この部分の書き方を幼稚園でも行っていると変えて、8ページと20ページについては、同じ施策が載っても問題はないので、再掲としたいと思います。そのため、20ページの12番に幼稚園での障害児の受入れを追記いたします。それから、20ページの一時預かりのところ、21ページの23番一時預かり事業について、これについては、両方とも在園児の預かりですが、これは、前の次世代育成支援行動計画から続いていて、どちらかが、在園児以外の受入れの検討を意味していると思われる。在園児以外の受入れについては、現在の幼稚園が保育園と同様に11時間保育することは難しいので、このような書き方になってしまったと思われるので、今後事務局で整理をしていきたいと思っております。

【会長】 事業内容を見ると、17番について、在園児を対象として、23番が在園児以外としているのではないのでしょうか？

【事務局】 17番について在園児の一時預かりについて、現在在園児以外を預かることは難しいとのことですが、子ども・子育て支援新制度に、一時預かりの拡充の方向性があり、幼稚園にも情報提供をしていますので、21ページの23番の「市内4園」を削除させていただいて、在園児以外の預かりを検討するということにしたいのですがよろしいでしょうか。方向性も検討としたいと思います。

【会長】 確認ですが、17番について、市内4園での預かりについて、2時半以降の預かりという事で、朝の時間はないのでしょうか？福生市内ではないのですが、ある園では7時半から9時半まであって、その後の教育時間の後、6時半までとか預かることをしている園もあります。福生の場合は同なのでしょうか？

【委員】 朝やっている園もあるので、前後と言う表現で良いと思っております。

【委員】 終了後という事だと、現状と違ってくると思われそうです。

【事務局】 前後と言う表現に訂正いたします。

【副会長】 障害のあるお子さん、8ページの10番など、こういう場合、幼稚園の先生などはある程度の専門性がないと難しいと思われそうですが、これは幼稚園の研修で対応しているのでしょうか？

【委員】 園ごとの研修もありますし、福生市の場合、臨床心理士が巡回をしているので、その方々よりアドバイスをもらうことが多いです。

【副会長】 実際、通常学級で先生がどういうふうに通達に問題がある子と学級の中でどのように関わっていけばいいかということに課題があり、通級に通うようになり、通級の先生と通常学級の先生が連携する必要があるといつも言っている。今年度の福生市の教育研究会の4月と夏の研修は、その専門の先生を呼んで連続で行った。こういうことが重要になっていて、それを園任せでいいのかと思い、またすごく難しいことだと思いました。

【委員】 市で講師を呼んでいただいて、勉強する、また、幼・小連携の中で障害児をどのように見ていくのかについての連携があるといいと思っております。

【副会長】 市の教育委員会が夏に行う研修に幼稚園の先生に来ていただいて、受講してもらいたいと思っております。

【会長】 このことに関連して、学童クラブにも障害関係のお子さんをということで、12ページにありますが、年齢的に小学校と重なるので、一緒に研修を受けるという事があってもいいと思っております。そうすれば、全体の底上げ、質の確保につながると思っております。

【副会長】 福生病院などで研修があるが、そういうものは幼稚園の先生方に情報はいつているのでしょうか？

【委員】 来ています。

【副会長】先生方は参加されているのでしょうか？

【委員】時間が合わないので、参加は難しいです。

【会長】財政の関係のことで、先ほど補助金、都や国からとありますが、福生市がどの位の負担をするのかによって、全額国からとか、一部のみとかの違いがあると思うが、対象の家庭が多くなった場合、それを省くわけにはいかないと思います。財政的負担も増えることになると思うが、比率について解れば教えて頂けると、全体としてこれくらいの人数を受入れましたという、支給対象者何人とか書いてあった場合、全体の財政は福生の財政として見ないといけないのでしょうか、対象が増えた場合、全体の予算もそれに連動して上がるという事でいいのか、そういうことはなくて、決めたら決めたままで、対象が増えても変わらないのか、支給額と書いてあるのですが、その読み取り方が分かりにくいです。

【事務局】細かい積算は持っていないが、特徴的なことのお話をさせていただくと、例えば保育園の場合、0歳児一人預かると30万円位経費がかかります。大まかにいうと、保護者が払う保育料があつて、その保育料を抜いたものを、国が二分の一、都が四分の一、市が四分の一、負担するとなっています。学童クラブは国が三分の一、都が三分の一、市が三分の一という負担になります。対象が増えれば増えるほど財政負担は増えることになります。同時に国と都の負担も増えることになります。しかし、財政的な理由で断ることはできません。ニーズに応えるしかなく、予算化をして事業を実施していく事になります。それともう一つ特徴的なこととして、この子ども・子育て支援事業計画というものは、子ども・子育て支援新制度と言う制度が始まったことがきっかけになっていて、この制度が始まって、国の関与が増え、国のお金が直接市に入ってくる事業が多くなりました。例えば、病後児保育と病児保育では、今までは東京都が三分の二、市が三分の一の負担でした、このことや、延長保育など、子ども・子育て支援事業計画の後ろの方に掲載されている、5年間のニーズを調べてある事業、これらは今まで東京都が補助していたのですが新制度開始以降、国が責任を持って三分の一を出し、都も三分の一を出すということになり、国の関与が強まっています。それが特徴的になっています。それを鑑みても、子どもが増えれば市の負担も増える、都も国も負担が増えるということでございます。このようなことが近年の財政的な特徴でございます。

【会長】5 ページの子育て支援カード発行事業の、更新した人の発行率が35%となっていますが、これは多いのか少ないのかが良く分かりません。

【事務局】上に85%とあるのですが、これは子育て世帯の85%がカードを保有しているという事ですが、27年3月末で有効期限が切れました。そこで健康まつりにブースを出店するなどして、いろいろところで広報をして、カードの更新のPRをしています。昨年の秋ぐらいで18%の更新でした。目標としてはその倍を目標としたところ。多いか少ないかについては、この事業は珍しい事業で、他の自治体では26市では狛江市ぐらいで、あまりなく、比較が難しいですが、担当としては率を増やしたいと考えております。

【会長】協賛店が少ないとか、そういうことではないのですね。

【事務局】協賛店が約180店ございます。ここ数年協賛数店は横ばい傾向なので、担当課としては課題と考えております。どうやって協賛店を増やしていくか、メリットを感じてもらえてないのかなと感じています。PRなどが課題だと考えています。

【会長】ありがとうございます。他にございますか。

【委員】7 ページの2番に児童虐待マニュアルとあり、充実をするとあるが、どんなふうが変わってくるのか。保育園との関係だと、子ども家庭支援センターに保育園にこない子について情報提供をしていて、現実としてそういう子がいて、子ども家庭支援センターだけでなく保育園からも家庭に行っている現状がある。それでも改善されない場合、どこまで介入すればいいのか非常に困っていることがある。早

く保育園に来てもらいたいが、今後どう家庭に介入するのが課題と思っている。そのような中で、このマニュアルに書かれて来るのかという事が1点目。それと11ページの外国籍の家庭の関係について、保育園の申込みは市役所だが、市役所では外国語ができる人が対応していると思われるが、その後保育園と保護者の間でのコミュニケーションがうまくいかず困っている。園としては数か国語での簡単なものは作ろうかと考えているところだが、対市民に対しては必要時に相談支援に応じるとなっている、例えば保育園でもここに連絡すれば対応してもらえるのかどうか。それともう1点、新制度に27年からなっているが、請求方法が複雑になっている、特に処遇改善が複雑になっている。保育士の処遇改善は必要だが、これがいつまで続くのか、給与を上げてその後補助がなくなるという事はないと思うがどうなのか。また、標準時間や短時間など複雑になっているので、毎月金額が変わる。今後、東京都等に要望する機会があれば是非制度をシンプルにするように言っていただきたい。

**【事務局】** まず1点目の児童虐待マニュアル等の活用についてですが、平成25年度に改訂版のマニュアルを作成いたしました。そこで要保護児童対策連絡協議会実務担当者会議、代表者会議に配りながら、小中学校など、子どもに関する施設に配り、虐待を発見した場合の通報の細かい説明をした冊子を配っています。平成26年度にさらに要保護児童支援マニュアルを作成し、通告の義務を周知するように作り、関係各所に配布をしました。子どもに関係するところは、通告は義務であると考えています。最近、悲惨な事件がたくさんあり、同居人の虐待や、通報があったにも関わらず保護をしなかったために自殺をしてしまったということもあります。このようなことから、子どもを預かる機関は通告の義務があると考えています。発見したら支援センターに通告してくださいという事が書かれているマニュアルで、もっと活用していただいて、早期に発見して欲しいと考えています。保育園でも大変な事例を抱えていると思っています。健康センターの保健師や子ども家庭支援センター職員が訪問しているところですが、何度も訪問して子どもを確認すると言う地道なことをしていくしかないと思っています。心配なことがあればすぐに子ども家庭支援センターへ通告して欲しいと思っています。必要であれば児童相談所へつなげることもできますし、緊急保護会議もすぐに行うことができます。25、26年度にマニュアルを作成し配布しているので、それをもっと活用していただきたいので載せています。それと、11ページの外国人保護者のための日本語通訳事業でございますが、これは主に子ども家庭支援センターに相談に来た方で、日本語ができない方が使っている。病院に同行もしています。保育園で必要であれば相談していただければ紹介することは可能です。子ども家庭支援センターで支援が必要をした場合は、支援をしていきたいと思えます。保育園でお困りの場合は、子ども家庭支援課へ御相談いただければと思います。因みに、嘱託職員でスペイン語ができる者がおります。お子さんが日本の中でしっかりと育つためには、言葉ができないとどうしようもないので、お困りのことがございましたら、御連絡をお願いいたします。

**【会長】** 今の質問にお答えいただいたことだと思いますが、保育園で生活をしていくにあたり、必要な物など、袋作ってきてくださいというようなことの単語の意味等で困っているとうことあると思えます。何か国語かで作っている場合もあると思えますが。

**【事務局】** 子ども家庭支援センターでも、小中学校に配っていたりします。

**【会長】** 実際に通訳という事ではなく、単語だけのものだけでもあればいいと思えます。

**【事務局】** 「外国籍保護者のための日本語通訳事業」は子ども家庭支援センターで支援していく中でやっているということで、教育委員会に関わっている案件は同行したりもしています。そのようにして通訳を活用しています。保育園で紹介して欲しいという事であれば可能という事です。

**【副会長】** 学校に入学する際、英語版とスペイン語で持ち物についての説明をしている福生版はあります。教育相談室中心に作っています。それを幼稚園で使えるか情報共有が足りないと思えました。

**【事務局】** 市全体で使える通訳がないことが問題だと思います。



- 【会長】絵や単語だけのものだけでもあればいいという事です。保育するに当たって必要な物がわかればいいということだと思います。
- 【事務局】保育園で共通して必要な物が分ればいいという事で、何かいい見本があるかどうかの情報収集から始めたいと思います。
- 【副会長】福生版は愛知県のあるまちからもらって、福生に合わせて作ったと聞いています。保育園、幼稚園にも同じようなものがあると思います。
- 【事務局】外国人が多いまちから情報収集して、研究をしていきたいと思います。
- 3番目の処遇改善について説明しますと、待機児問題がいろいろなところでクローズアップされていて、そこでよく言われるのが、保育士のなり手がいない、賃金も安いという事で、国は保育士の処遇改善にお金を使うよう言っていて、先ほど申し上げた費用負担の中に処遇改善分として入っています。また、ここ数年増額がつづいています。これがいつまで続くのかという事については、国の施策としては当面続くものと思われま。制度が複雑になったとのことですが、たしかに短時間認定と標準時間認定など複雑になっております。このことについては、自治体も苦労しているので機会があるときに要望しています。しかし、間に東京都が入ってしまい、内閣府に直接いう事が出来ないという事があります。機会があれば要望をしていく予定です。
- 【会長】先ほどの虐待防止マニュアルについてですが、関係機関に配布しているとのことでしたが、幼稚園、保育園、学校関係者以外の委員の方で御覧になったことのある方はいらっしゃいますか？
- 【事務局】皆さんないと思います。
- 【会長】どういものかわかるといいと思います。また各園に配ったものが、各園で活用するにはコピーする必要もあるので、誰が活用するのかを明確にした方がよいと思います。また分かり易い場所に置くなども必要だと思います。
- 【事務局】7ページの1番にある要保護児童対応マニュアルは、子ども家庭支援センターの役割も書いてあります。要保護児童・要保護家庭も含めて、どのように発見して支援していくのか、虐待防止マニュアルは冊子になっているので、概要版が必要だと思っています。学校で発見したら、保育園で発見したら、幼稚園で発見したらなど、施設を中心に作ってあるものがほとんどで、次回の時には冊子は少ないので、冊子は皆さんで回してもらうことになると思いますが、要保護児童対応マニュアルは皆さんにお配りすることは可能と思いますので、皆さんにお配りしたいと思います。
- 【会長】この7ページの、児童虐待防止マニュアルの活用のところ、児童虐待防止対応マニュアルなどと書いてありますよね、要保護児童支援マニュアルと違うらしいという事は分かるのですが、そういうことと言うと、児童虐待防止マニュアルを、もっていらっしゃる人はどなたで、どう活用しという事が、その辺がちょっと見えにくいかなという文言になっていると思いました。
- 【事務局】整理させて頂くと、マニュアル系は児童虐待防止マニュアルと要保護児童対応マニュアルも子どもに関係する機関に送っています。ですから、学校、保育園、幼稚園、学童クラブ、子どもをお預かりしている機関にお配りをしていますので、ここでは虐待の内容とか、どういう場合に通告する必要があるのか、そういったことが詳しく述べられていますが、一般の市民の皆さまにはそういったものはないです。各市をみても全市民に通知しているところはないのですが、事件などもあり、非常に深刻な虐待も増えてきているので、市民の皆さまにも虐待とはどういうことか、どういうふうに通告するのか、ということを今後周知していくことになろうかなと考えております。ただ現状言えることはやはり、疑わしきは通告なんだと、虐待と感じたらとりあえず子ども家庭支援センターに通告すると。例えばそこで激しい暴力があって傷害事件に発展していく場合は警察でも構いませんし、児童相談所でも大丈夫です。児童相談所は「いち早く」が電話番号です。189という直接つながる電話で24時間受け付けることができます。これはまだ浸透しているところまではいかないのかなと、1

89にかければ児童相談所に繋がりますので、虐待の通告はそこでもできます。休日だと活用していたらと思いますし、平日は子ども家庭支援センターも開いております。先ほど古谷委員からもありましたが、虐待児童への対応は非常に難しいところがありまして、通告を受ければ、まず我々はそのお子さんに会いに、現認といいます、子どもが壁にぶつかったとか説明して、親からやられているとなかなか言わない状況があったりして、すぐ家に行って、どうなんだとできない状況がございます。そういう場合はやはり何回も状況を確認しながら、虐待の事実が想定されれば家庭に入り、状況によっては児童相談所に通告して保護してもらうという措置も取ります。誰が介入するのかという問題ですが、これは先ほどの要保護児童地域協議会と言う組織がございます。それは3層になっていて、一番下はケース検討会議と言う組織があります。これは関係機関が集まって、問題のある家庭について連携して協議をしていこうというもので、例えば学校で虐待が発見された場合は、学校とか児童相談所とか、学童クラブに通っていれば学童クラブの先生とか、そういった方との連携で対応を考えるわけですが、どこが主として関わるべきかという問題がまず決めまして、そこが家庭に入り込めるか、現場で信頼関係でやっているところは、家庭に入りずらいという環境もございますので、その辺を子ども家庭支援センターが関わって家庭に入っていく、そういう連携を常にとっていますので、ケースバイケースなんですけれども、介入についてはなるべく子どものことを前提にしていきたいと努力しています。一概に誰がどの様にとするのはなかなか申し上げられないのですが、ケースによっては直接かかわっている機関が行く場合もございますし、現状をみて、面識があるようならその方がいくこともございます。拒否的な家庭は子ども家庭支援センターが行った方がいい場合もございます。そのような役割分担で取り組んでおります。以上です。

【会長】27年度はどの位の件数があったということは、今度総括するときには数値としてでできますか？

【事務局】毎年度、年度終了後に1冊の本として出しております。次回には報告できると思います。

【会長】市民向けのリーフレットはあるのですか？

【事務局】子ども家庭支援センターのものや、夏ごろには外国語版を含めて、家庭に配っています。

【会長】ありがとうございました。その他に何かございますか。

【委員】教えて頂きたいのですが、27ページの一番下の通学路の見守りの中の、防犯カメラ、一ヶ月くらい前に、学校から私に通学路のどこか防犯カメラを設置する場所がありますかと聞かれたんですが、防犯カメラと言うものがいまいよく分かっていなくて、他の人も話したんですが、みんな防犯カメラって監視カメラかなという話になったので、いい機会なので教えて頂きたいのですが、この防犯カメラは不審者に対してのものなのか、事故があった時に検証ができるように録画機能が付いているものなのか、それによってどこに付けた方がいいかと聞かれたときに答えようがなかったので。

【副会長】26年度に東京都が補助金を出して各小学校区に10台ずつつけると言う話があって、PTAの連合会の会長に連絡があったと思います。それぞれの学校で見守り体制ができているところからつけていくという話で、教育総務課ではそれぞれの学校ではどこに付けるかという地図ができている、各学校に配られていると思います。

【委員】2～3週間前に話がありました。2小のPTA会長が、警察か市の人と一緒に見まわって設置場所を検討すると聞いたんですが。

【副会長】年度をまたぐ取組みなので、そういうことかもしれない。

【委員】既に何台かついていて、新たに設置するとのことで聞かれました。この防犯カメラはどういうものなのか。

【副会長】通学路の見守りという事で、不審者対応が出来る。録画機能は、今各学校に校門を録画する機能があり、ハードディスクに録画をしていて、古いものから消されて、新しいものになり、何かあった時は、DVDにして警察が持って行くという事があります。同じように学校に録画機を置いて常に監視

しているという事です。設置場所が問題で、人の家の庭が見えてしまうとか、洗濯物が映るとか、そういう場合はその家の承諾を得ることになり、東京電力等に相談しながら電柱に設置していくことになります。

【事務局】角度も調べると思います。角度を調べて個人の家が特定されないようにします。

【委員】電源はどこから取るのでしょうか？

【副会長】電源はそれぞれの電柱から取ります。ケーブルで学校の録画機まで繋がります。

【事務局】計画書を見ると、27年度から29年度にかけて、各小学校区の通学路に各5台設置すると計画の様です。合計35台という事です。録画をしていますので、不審者の顔や風貌なども分かりますし、事件があればその状況も録画できますので、防犯、犯罪の抑止という事になると思います。

【会長】ありがとうございました。

【副会長】全体を通してなんですが、様々な施設、制度があり、非常に手厚いと思うのですが、実際に子どもたちに接し、学校で子どもたちの保護者に接していると、こういうシステムや制度を知らない、利用しない、利用できない。親に言っても市役所の敷居が高くて利用しきれない、例えば学校の相談員が委嘱を受けて、きちんと保護者に対応できるような案内をしてあげるとか、そういうことがあったらいいなと思っています。ケースによる対応表みたいなものがある、それを学校の校長や副校長、コーディネーターが持っている、もっともっといいのかなと思います。ホームページでの情報提供だけではなくて、子どもたちに接している学校や保育園、幼稚園などの先生方が知っていることが大事だと感じています。対応表やチャートみたいなものがあると変わってくるのではないかと思います。例えば食事が充分ではない子がいて、その子は母子家庭であるとした場合、「こういう対応の選択肢があるよ」という案内ができれば保護者も利用するのではないかと思います。

【事務局】まだ具体化はしてませんが、子ども家庭支援課の今後の課題として、高齢者に包括支援という考えがありますが、子育て世帯にも包括支援と言う考え方がありまして、これは妊娠時から、妊娠時からと言っても若年妊娠なので特定妊婦とか言いますが、不安の伴う妊婦から、通常の妊婦も含めまして、妊娠届を出した段階から保健師が関わり、できればマンツーマンの対応をして出産をする。出産後は子育てについて保健師などがマンツーマンで関わっていく、そこで何か問題があれば専門部署がさらにかかわっていくという、そういう支援体制の指針を国が示しているわけですが、福生市も子ども家庭支援課が中心となって、是非進めていかなければならない課題だと思っています。現状では、部分部分はできています。健康課の保健指導とか、問題があれば子ども家庭支援センターの相談員とか、保育園や学童クラブとか、その情報が連携して、たてのつながりになるような仕組みを作らなければなりません。これが今後の大きな課題で、喫緊に考えなければならぬと思っていますので、新年度はこういうことのあり方についても御意見を伺って行かなければならぬと考えていますので、よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。その他ございますか。

【委員】猿田副会長がおっしゃられたように、相談を受けることが学童クラブでも多くて、子ども、保護者、地域の方など、いろんな人から相談を受けるが、連携ができていない部分が多く、臨床心理士の方が来た時に情報を伝えるんですが、その情報がどこに行っているのかが明確ではない、悩みを抱えている子ども、保護者を私たちだけで受け止めていいのだろうか、日々思っていて、夏休みだけ来た子のその後報告などもどこに言ったらいいかわからない、今の保護者のチームワークはすごいので、それで相談に来られると、学校へのクレームに繋がってしまう。そのクレームが大きくならないよう、相談を解決しているところです。本当は、学校、保育園、地域のコーディネーターなど、少しずつ話を進めているところですが、子育ての真の繋がり方を審議会でも考えていただきたいと思います。来年度多くの子どもを受入れることに不安があり、今まで以上に相談が来るかもしれないので

怖いものがあります。是非、審議会では、そういう事に対して検討ができる場にして頂ければと思います。

**【会長】** 障害関係は職員が一緒に行くという事があるようで、そういうことから違ってきているように思います。施策に関しては、それぞれの目標があり、183 事業があって、それぞれについては推進していくという事です。こういう場合にこういうことができるという事を私たちも分かるという事が見えて来ればいいと思います。ありがとうございました。これで事業内容と事業目標については終わります。

### (3) その他

**【会長】** それでは、(3) その他に入ります。よろしくをお願いします。

**【事務局】** 本日配布をさせていただきました。資料3をお願いいたします。平成28年度の子ども子育て審議会に次いでございます。皆様の任期につきましては、平成28年8月20日までとなっております。そのため、委員の交替や公募があるため、平成28年度の子ども・子育て審議会について、次のとおり実施したいと考えております。2番のスケジュールをお願いいたします。平成28年7月に第1回審議会開催、こちらが現委員での最後の審議会となります。そこで、平成27年度の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告をさせていただきたいと思っております。続きまして、同じく7月に公募委員募集を広報やホームページにて募集を行います。そして8月に公募委員選考・決定をさせていただきます。続いて年8月20日現委員の委嘱期限となり、平成28年8月下旬に第2回審議会を開催して新委員への委嘱を行う予定です。その後、平成29年2月頃に第3回審議会を開催する予定でおります。なお、委員の再任につきましては、子ども育成課の方からご連絡をさせていただき、今後について御相談させていただきたいと考えています。説明は以上です。

**【会長】** ありがとうございました。スケジュールにつきましては了承するという事でよろしいですね。次回は7月に開かれるという予定という事です。他にありますか？

**【事務局】** かなり時間が経ってしまったのですが報告します。この子ども・子育て審議会は3年お願いしてきて、26年度に計画を御審議していただき策定をしました。この計画の事業を今回御審議いただいたわけですが、福生市の子育て支援を広く考えますと、既に御承知の方も沢山いらっしゃると思いますが、福生市の子育て支援が、昨年12月に日本経済新聞社と日経デュアルに、共働き家庭を応援するサイトがございます。両方が共同で行った共働きしながら子育てしやすいまちランキングと言うのを発表しました。対象となったのは一都三県、東京、埼玉、神奈川、千葉と全国の政令指定都市、これが20ございますが、これらの100自治体が対象となって、子育てのしやすさ、いろいろな項目がありますが、例えば、保育園の入り易さや待機児の問題、病児・病後児保育が充実しているか、幼稚園、保育園、学童クラブなども加味されておりますし、そのような調査をされて、結果として福生市は2位になりました。ちなみに1位は荒川区でございます。このような評価をいただいたのは、教育・保育事業に携わっていただいている現場の方々、学校の先生方など下支えがあつたことだと、市長も申しております。3月議会の一般質問でも議員の方々からも評価をいただいております。この結果に満足することなく、これから益々この事業を発展させていかなければいけないと思っております。それに加えて3月19日に朝日新聞のアエラと言う雑誌がありますが、そのアエラとリクルートが共同で調査したランキングがありまして、これも100自治体が調査をされまして、これは何位と言うものではないのですが、一つ星、二つ星、三つ星とあるのですが、福生市は三つ星にランキングされて、全体でも10数番の順位となりました。ところどころ調査の内容はちがうものですが、福生市はこの評価でも高い評価を頂いたこととなります。今後、子育て支援施策を御審議していただかなければならないので、この評価を土台に我々も御提案いたしますので、御意見を頂戴できればと思います。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。今後も施策の動向を見守りたいと思います。他にないようでしたら、これで本日の会議はすべて終了いたしました。以上をもちまして、平成27年度第2回子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。